

企業における法的リスクを的確に把握するための一冊!

企業法務判例 クイックサーチ300

第2版

【著】 弁護士 喜多村 勝徳 A5判 / 672頁 定価: 本体4,600円+税



本書の特長

- ▼ 企業法務を扱う弁護士が押さえておくべき重要判例300件超を、元裁判官ならではの視点で厳選。確認したい判例を[分野別]×[企業法務の課題別]ですぐに探せる!
- ▼ 「判例概要」「事実関係」「判旨」に加え、「本判決の意義・射程範囲」「論点・結論」「参考文献」等を見開き2頁で解説!
- ▼ 民法(債権法)、会社法の改正に対応!

【目次】

第1 企業取引

- ① 民法総則
- ② 物権法
- ③ 担保物権法
- ④ 債権総論
- ⑤ 契約法
- ⑥ 商取引法

第2 企業責任

- ① 債務不履行責任
- ② 不法行為責任
- ③ 特別法上の責任

第3 労働関係

- ① 総論
- ② 個別的労働関係
- ③ 集团的労働関係

第4 企業組織

- ① 会社法総則
- ② 設立
- ③ 株式・新株予約権
- ④ 株主総会及び種類株主総会
- ⑤ 役員
- ⑥ 計算
- ⑦ M&A
- ⑧ 会社訴訟
- ⑨ 登記

第5 企業倒産

- ① 倒産手続の開始
- ② 倒産手続開始の効果
- ③ 倒産手続の期間
- ④ 財団の管理
- ⑤ 破産
- ⑥ 会社更生
- ⑦ その他

好評発売中

『実務精選100 交通事故判例解説』

『実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説』



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

① 民法総則

法律行為

006 錯誤

最高裁判平成 28 年 1 月 12 日第三小法廷判決（民集 70 巻 1 号 1 頁）

論点 動機の錯誤が要素の錯誤となる場合
結論 動機の錯誤が表示されたとしても、それが契約の内容になっていない場合には要素の錯誤にはならない。

判決概要 主債務者が反社会勢力でないという動機が表示されていても、その場合の対応等が契約に含まれていない以上、その点に関する錯誤は要素の錯誤ではない。

事実関係 X 銀行は信用保証協会 Y との保証契約を締結し、A に対して融資をした。A が債務不履行となったため、X が Y に保証債務の履行を求めたところ、Y は、主債務者である A は反社会的勢力であり、このような場合には保証契約を締結しないにもかかわらず、そのことを知らずに同契約を締結したものであるから、同契約は要素の錯誤により無効であると主張した。原審は、要素の錯誤を否定し、保証契約違反もないとして X の請求を認容すべきものとした。これに対し最高裁は、以下のとおり判示し、要素の錯誤を否定した原審の判断は是認したもの、保証契約の違反がないとした判断は是認できないとして、原判決を破棄し、保証契約違反の点について審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻した。

判旨

保証契約が締結され融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合において、前記の場合が生じ得ることを想定し、その場合には保証債務を履行しない旨をあらかじめ定めるなどの対応をとることも可能であったにもかかわらず、そのような定めが置かれていないなど判示の事情の下では、主債務者が反社会的勢力でないことという信用保証協会の動機は、明示又は黙示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、前記保証契約の内容となっていたとは認められず、信用保証協会の前記保証契約の意思表示に要素の錯誤はない。

12

見開きで
パツ!

裁判所が結論を導き出す
過程で着目した事実関係を
図式化して収録

事実関係図



本判決の意義・射程範囲

民法 95 条 1 項は、要素の錯誤に基づく意思表示は取り消すことができるとし、同条 2 項は、動機の錯誤は、その事情が法律行為の基礎となっていることが表示されていたときにかぎり取り消すことができるとする。最高裁は、主債務者が反社会勢力であるとは知らずに信用保証契約をしたことは動機の錯誤であり、動機は表示されてはいるが、前提となる事情が判明した場合の対応が規定されていない以上、契約内容にはなっていないとして、要素の錯誤に当たらないとした。動機が表示された場合でも、それが契約内容にならない以上、要素の錯誤とはいえないとしたものであり、実務上重要と思われる。

レファレンス

動機の錯誤に関する判例として、相続放棄の結果、他の相続人の相続税が予期に反して多額になったということは動機の錯誤であるとしたもの（最判昭和 30 年 9 月 30 日民集 9-10-1491）がある。他方、協議離婚に伴う財産分与の際、自己に譲渡所得税がかかることを知らなかったことが、相手方に黙示的に表示されていたとして要素の錯誤を認めたもの（最判平成元年 9 月 14 日判時 1336-93）がある。

平成 29 年改正民法は、錯誤の効果を取消しとしたこと（95 条 1 項）、動機の錯誤が要素の錯誤となるための要件を定めたこと（同条 2 項）、表意者に重大な過失がある場合に相手方との利益考量を定めたこと（同条 3 項）、錯誤の取消しを善意無過失の第三者に対抗できないとしたこと（同条 4 項）、以上の変更を加えた。1 項と 2 項は従前の判例に沿うものであり（錯誤無効を表意者が主張しない場合は、第三者は無効を主張できないとした最判昭和 40 年 9 月 10 日民集 19-6-1512、動機は相手方に表示されないかぎり法律行為の要素とならないとした最判昭和 29 年 11 月 26 日民集 8-11-2087）、3 項は有力な学説に拠ったもの、4 項は詐欺の場合に準ずる規定である。

参考文献

飛澤知行「判解」曹時 69 巻 6 号 132 頁
 渡邊博己「判批」判時 2314 号（判例評論 696 号）167 頁

企業取引

企業責任

労働関係

企業組織

企業倒産

13

法的リスクに関する
具体的イメージがつかめる!

『実務精選100 交通事故判例解説』『実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説』も好評発売中!

お試し読み・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!